

練馬区福祉のまちづくり推進条例（素案）

練 馬 区

I 総則

(目的)

- 1 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、推進計画、整備基準、手続等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 2 この条例において、つぎの①から⑦に掲げる用語の意義は、当該各①から⑦に定めるところによる。
 - ①福祉のまちづくり 公共的建築物および公共施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう必要な措置を講じる取組をいう。
 - ②公共的建築物 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅その他多数の者が利用する建築物で、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
 - ③公共施設等 道路、公園および路外駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。）その他の規則で定めるものをいう。
 - ④指定施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 2 条第 18 号で規定する建築物特定施設その他規則で定める施設等をいう。
 - ⑤事業者 区の区域内（以下「区内」という。）で事業を営む者をいう。
 - ⑥区民等 区民および区内に存する公共的建築物または公共施設等を利用する者をいう。
 - ⑦建築等 つぎに掲げる行為をいう。
 - ア 建築物の新築、増築、または改築（以下「建築」という。）をすること。
 - イ 建築物の全部もしくは一部の用途を変更し、公共的建築物とすること。
 - ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をすること。
 - エ 建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をすること。

(基本理念)

- 3 区、事業者および区民等が、共通の認識に立ち、福祉のまちづくりが総合的に推進されるよう、つぎに掲げることを基本理念とする。
 - ①福祉のまちづくりは、人々の多様な状況を、共感を持って理解し、意見を反映させるよう取り組まなければならない。
 - ②福祉のまちづくりは、区、事業者、区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
 - ③福祉のまちづくりは、着実な実施を図り、継続的に発展させなければならない。

(区の責務)

- 4 (1) 区は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、事業者および区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援を行うものとする。
- (2) 区は、自ら所有または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

- 5 (1) 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、自ら所有するまたは管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにするための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

- 6 (1) 区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- (2) 区民等は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 区民等は、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしないよう努めなければならない。

II 推進計画および基本的施策

(福祉のまちづくりの推進に関する計画)

- 7 (1) 区長は、3で定める基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- (2) 推進計画は、つぎに掲げる事項について定めるものとする。
- ①福祉のまちづくりに関する目標
 - ②区、事業者および区民等が連携し、および協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
 - ③前①②に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
- (3) 区長は、推進計画の策定に当たり、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。
- (4) 区長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- (5) 前(3)(4)の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

(啓発等)

- 8 (1) 区長は、事業者および区民等が福祉のまちづくりに関して理解を深め、その自発的な活動を促進するため、啓発および学習の支援に努めるものとする。
- (2) 区長は、事業者および区民等が人々の多様な状況について理解を深めるため、人々の交流の機会を設けるよう努めるものとする。

(情報の提供等)

- 9 (1) 区長は、この条例に基づいて行う福祉のまちづくりに関する施策の実施状況について公表するものとする。
- (2) 区長は、事業者および区民等と情報を共有するために必要な施策を推進するものとする。
- (3) 区、事業者および区民等は、福祉のまちづくりに関する情報の提供に当たっては、すべての人が容易に理解できるよう配慮しなければならない。

(区民等の連携による推進)

- 10 区長は、事業者および区民等が、他の事業者および区民等との連携を図って実施する福祉のまちづくりに関する活動に対し、福祉のまちづくりの総合的な推進の観点から、必要な技術的支援を行うものとする。

(調査および検討)

- 11 区長は、福祉のまちづくりに関する施策を継続的に発展させるため、必要な調査を実施し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めるものとする。

Ⅲ 公共的建築物および公共施設等の手続

Ⅲ-1 整備基準への適合努力義務

(整備基準等への適合努力義務等)

- 12 (1) 公共的建築物または公共施設等を所有または管理する者は、規則で定める基準（以下「整備基準」という。）に適合させるための措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 区長は、すべての人が公共的建築物または公共施設等をより安全かつ円滑に利用できるようにするための配慮についての指針（以下「配慮指針」という。）を、定めるものとする。
- (3) 公共的建築物または公共施設等を所有または管理する者は、前（2）に定める配慮指針に基づき、当該公共的建築物または公共施設等の整備または管理を行うよう努めなければならない。

(整備水準証)

- 13 (1) 区長は、公共的建築物が整備基準に基づき行った措置の水準について証する証票（以

下「福祉のまちづくり整備水準証（仮称）」という。）を交付するものとする。

(2) 福祉のまちづくり整備水準証（仮称）の交付を受けた者は、当該福祉のまちづくり整備水準証（仮称）を公共的建築物の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

Ⅲ－２ 公共的建築物の手続

（協議申請）

- 14 (1) 公共的建築物で規則に定める用途および規模のもの（以下「協議対象公共的建築物」という。）の建築等を行おうとする者（以下「特定整備者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該建築等について協議しなければならない。
- (2) 区長は、前(1)に規定する協議申請があったときは、整備基準および配慮指針に照らし、福祉のまちづくりを推進する観点から事業者に対し必要な助言または指導を行うことができる。

（既存部分に係る助言または指導）

- 15 区長は、特定整備者が行う前14(1)に規定する協議申請が建築等（建築物の新築または改築を除く。）である場合において、前14(1)に規定する協議の対象とならない建築物の部分に存する指定施設について、当該協議部分の整備適合状況等を勘案し、特に必要と認められるときは、整備基準および配慮指針に照らし助言または指導を行うことができる。

（協力）

- 16 特定整備者は、14(2)および前15に規定する助言または指導があったときは、当該助言または指導を踏まえ、適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（協議終了通知）

- 17 区長は、14に規定する協議が終了したときは、規則で定めるところにより、協議が終了した旨を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

（法令申請等）

- 18 特定整備者は、建築基準法その他法令または条例に基づく申請、届出を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

（変更の届出）

- 19 特定整備者は、17に規定する協議終了の交付を受けてから、当該協議終了通知書に係る内容の工事が完了するまでの間に、当該協議申請の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を区長に届け出なければならない。

（完了検査）

- 20 (1) 14(1)の規定による協議を行った特定整備者は、当該協議に係る事業を完了したと

きは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出るとともに、完了の検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。

- (2) 区長は、前(1)の完了検査により17に規定する協議終了通知書の内容と相違ないと認めるときは、完了検査が終了した旨の通知書を、相違があると認めるときは、事業者に対してその理由および期限を付して是正すべき内容を記した通知書を交付しなければならない。

(公表)

- 21 区長は、特定整備者がすべての人が安全かつ円滑に公共的建築物の利用が図られるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該特定整備者の同意を得て公表することができる。

III-3 公共施設等の手続

(公共施設等の届出)

- 22 (1) 事業者は、公共施設等で規則で定める種類および規模のもの（以下「届出対象公共施設等」という。）の新設または改修を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。
- (2) 事業者は、前(1)に規定する届出の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、区長に届け出なければならない。
- (3) 事業者は、前(1)(2)に規定する届出に当たっては、整備基準を遵守しなければならない。
- (4) 区長は、前(1)(2)に規定する届出があったときは、整備基準および配慮指針に照らし、事業者に対して福祉のまちづくりを推進する観点から必要な助言または指導を行うことができる。

(完了の届出)

- 23 22の規定による届出を行なった事業者は、当該届出に係る事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

(公表)

- 24 区長は、事業者がすべての人が安全かつ円滑に公共施設等の利用が図られるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該事業者の同意を得て公表することができる。

III-4 区民の意見聴取

(区民の意見聴取)

- 25 区長は、規則に定める規模以上の建築物を新たに建築し、または公園を新設しようとするときは、あらかじめ、整備基準および配慮指針に照らし、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見が反映するよう努めるものとする。

IV 既存施設の維持管理、改善等

(一体的な整備)

26 公共的建築物または公共施設等を所有または管理する者は、すべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、公共的建築物または公共施設等が相互に接する部分について、他の公共的建築物または公共施設等を所有または管理する者との連携を図り、一体的に整備するよう努めなければならない。

(共同住宅等の供給および維持管理)

27 共同住宅、寄宿舎または寮その他これらに類する施設（以下「共同住宅等」という。）を供給、または管理する者は、当該共同住宅等について、整備基準および配慮指針に基づき供給するよう努め、適正な維持管理を行うよう努めなければならない。

(既存施設の改善)

28 (1) 事業者は、区長が要請したときは、この条例の施行の際、現に存する公共的建築物（現に建築中のものを含む。以下「既存公共的建築物」という。）で不特定多数の者が利用する大規模な病院、物品販売店その他の規則で定める既存公共的建築物について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるかどうかを調査し、その結果を区長に報告しなければならない。

(2) 区長は、前(1)に規定する報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるための工事に係る計画を届け出させることができる。

(3) 区長は、前(2)の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、助言を行うことができる。

V 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

(趣旨)

29 この章において使用する用語の意義は、法および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

30 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、つぎに掲げるものとする。

①学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。）

②共同住宅

③老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。）

④体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定

する特定建築物を除く。)

⑤料理店

(特別特定建築物の建築の規模)

- 31 (1) 法第 14 条第 3 項の条例で定める特別特定建築物 (30 に規定する特定建築物を含む。以下同じ。) の建築 (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。) の規模は、別表第 1 の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計 (増築もしくは改築または用途の変更の場合にあつては、当該増築もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。) とする。
- (2) 前 (1) の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が 2,000 m²以上となる場合は、前 (1) の規模を満たしているものとみなす。

(建築物移動等円滑化基準)

- 32 (1) 31 (1) に規定する特別特定建築物のうち床面積の合計が 2,000 m²未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 11 条から第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
- (2) 前 (1) の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第 2 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物 (以下「中規模建築物」という。) を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第 11 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、第 16 条、第 18 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号 (階から階に至る階段を除く。)、第 2 号、第 6 号および第 7 号、同条第 3 項、第 19 条 (便所に係る規定に限る。本 (3) において同じ。) ならびに第 21 条 (令第 20 条第 2 項の規定による案内設備または同条第 3 項による案内所を設ける場合に限る。本 (3) において同じ。) から第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
- (3) (1) の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち床面積の合計が 1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅 (以下「中規模共同住宅」という。) を建築しようとする者は、当該中規模共同住宅を令第 11 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条および第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

- 33 法第 14 条第 3 項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、つぎの 34 から 43 までに定めるものとする。

(廊下等)

- 34 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等 (以下「階段等」という。) の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよ

び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

(階段)

- 35 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、つぎに掲げるものでなければならない。
- ①踊場に手すりを設けること。
 - ②けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とし、それぞれ一定とすること。
 - ③階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)は、120cm以上とすること。
- (2) 前(1)の規定にかかわらず、中規模建築物および中規模共同住宅における階段については、つぎに掲げるものでなければならない。
- ①踊場に手すりを設けること。
 - ②けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。
- (3) (1) および(2)の規定は、令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

(便所)

- 36 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口および床面には段差を設けないこととし(共同住宅および42③に規定する便所については除く。)、ならびに床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- (2) 前(1)の便所のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎの①から④に掲げる区分に応じ、当該①から④に定めるものでなければならない。
- ①別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
 - ②別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000㎡以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)
 - ③別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000㎡以上である場合 着替台その他の立って着替えを行うことができる設備を設けること。
 - ④別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計5,000㎡以上である場合 車いす使用者用便房の1以上にベッドその他の着替えを行うことができる設備を設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- (3) (1)の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上

(男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の当該便房のうち1以上)は、つぎに掲げるものでなければならない。ただし、共同住宅および42③に規定する便所については、この限りでない。

①大便器は、腰掛便座とすること。

②腰掛便座とした大便器のある便房に手すりを設けること。

(4) (1)の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の床面からの高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅および42③に規定する便所については、この限りでない。

(浴室等)

37 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げなければならない。

(2) 浴室等のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものでなければならない。

①浴槽、シャワー、手すり、緊急通報ボタン、レバー式等の水栓金具等が適切に配置されていること。

②車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

③出入口は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

ア 幅は、85cm以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内通路)

38 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

(駐車場)

39 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設自体を水平かつ平坦にしなければならない。

(2) 前(1)の車いす使用者用駐車施設またはその付近に、令第18条第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

(移動等円滑化経路等)

40 (1) 移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。

- ①当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。
 - ア 幅は、85cm以上とすること（イに掲げるものならびにエレベーターのかごおよび昇降路の出入口ならびに中規模建築物に設けられるものを除く。）。
 - イ 直接地上へ通ずる出入口幅は、100cm以上（中規模建築物については、85cm以上）とすること。
- ②当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
 - ア 幅は、140cm以上とすること。
 - イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合または点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合を除く。）。
 - ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000㎡以上のものにあつては、授乳およびおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。
- ③当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
 - ア 幅は、階段に代わるものにあつては140cm以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。
 - エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
 - オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- ④当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごおよび昇降路は、つぎに掲げるものであること。
 - ア エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000㎡を超える場合にあつては、90cm以上とすること。
 - イ エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。
- ⑤当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、つぎに掲げるものであること。
 - ア 幅は、140cm以上（中規模建築物については、135cm以上）とすること。
 - イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。

- i) 幅は、段に代わるものにあつては 140cm 以上（中規模建築物については、135cm 以上）とすること。
 - ii) 勾配は、20 分の 1（中規模建築物については、傾斜路の高さが 16cm を超え 75cm 以下のものにあつては 12 分の 1、16cm 以下のものにあつては 8 分の 1）を超えないこと。
 - iii) 手すりを設けること。
 - iv) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
 - v) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
- ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
- (2) 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち 1 以上を、令第 18 条第 2 項第 1 号から第 6 号までおよび前（1）①から④までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
- (3) 前（2）に規定する経路またはその一部が、移動等円滑化経路またはその一部となる場合にあっては、前（2）に規定する経路またはその一部については、前（2）の規定は適用しない。
- (4) 令第 18 条第 1 項第 1 号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により（1）⑤の規定によることが困難である場合において、同（1）および（2）の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
- (5) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第 18 条第 2 項第 7 号および（1）⑤の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、令第 18 条第 2 項第 1 号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。

（共同住宅）

- 41 (1) 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階またはその直上階もしくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）の出入口までの経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この 42 において「特定経路」という。）にしなければならない。
- (2) 特定経路は、つぎに掲げるものでなければならない。
- ① 当該経路上に階段または段を設けないこと（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅における階から階に至る階段については、この限りでない。
 - ② 当該特定経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。

- ア 幅は、80cm以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- ③当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、120cm以上とすること。
 - イ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ④当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下のものにあつては8分の1）を超えないこと。
 - ウ 傾斜路の高さが75cmを超えるものにあつては、傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
 - オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- ⑤当該特定経路を構成するエレベーター（次⑥に規定するものを除く。以下この⑤において同じ。）および乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。（ただし、中規模共同住宅については、エレベーターを設置した場合に限る。）
- ア かごは、各住戸、車いす使用者用便房または車いす使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。
 - イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - ウ かごの奥行きは、115cm以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを使用することができる奥行きがあること。
 - エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150cm以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを回転させることができる空間を確保すること。
 - オ かごおよび乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。
 - カ かご内に、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - キ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - ク エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りで

ない。

⑥当該特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号）に定める構造とすること。

⑦当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第 16 条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、120cm 以上とすること。

イ 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。

i) 幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。

ii) 勾配は、12 分の 1（傾斜路の高さが 16cm 以下のものにあつては、8 分の 1）を超えないこと。

iii) 傾斜路の高さが 75cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、傾斜路の高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

iv) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

v) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。

オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

(3) 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前(2)⑦アからオまでの規定によることが困難である場合における前(1)(2)の規定の適用については、(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。

(4) 特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または前 40(2)に規定する経路もしくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路またはその一部については、前(1)(2)(3)の規定は適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

42 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、34 から 40 までの規定（共同住宅にあつては、34 から前 41 までの規定）は、つぎに掲げる建築物の部分に限り、適用する。

①当該増築等に係る部分

②道等から前①に掲げる部分にある利用居室または共同住宅の各住戸までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

- ③不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所
- ④①に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便所（前③に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
- ⑤不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- ⑥車いす使用者用駐車施設（前⑤に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から①に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

- 43 30の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する34から前42までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

- 44 30から42までの規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく、高齢者、障害者等もしくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができることと認める場合、または建築物もしくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

VI 移動等円滑化基本構想の提案手続

（支援）

- 45 区長は、法第27条第1項の規定による提案（以下「提案」という。）をしようとする者（以下「提案者」という。）に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

（説明会）

- 46 提案者は、提案をするときは、当該提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者を対象に、規則で定めるところにより、説明会を開始し、意見を聴くものとする。

（基本構想の提案）

- 47 提案者は、提案をする場合においては、法27条第1項後段に規定する提案に係る基本構想の素案のほか、規則に定める事項について書面で区長に提出するものとする。

（素案の公表および意見の聴取）

- 48 区長は、前47に規定する提案があつた場合においては、規則で定めるところにより、当該提案に係る基本構想の素案を公表するとともに、必要があると認めるときは、提案に係る区域

内の住民、地権者、事業者その他利害関係者の意見を聴くことができる。

(提案の採用の判断)

49 区長は、47の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、つぎに掲げる事項により判断するものとする。

- ①法第3条に規定する基本方針に即していること。
- ②提案の内容について、合理的な根拠があること。
- ③提案に係る区域について、合理的な根拠があること。
- ④提案の内容が、この条例に定める基本理念および整備基準に即していること。
- ⑤提案の内容が、関係する法令等に即していること。
- ⑥提案の内容に関係する計画、方針等に即していること。

(提案の採否の公表)

50 法第27条第2項に規定する公表は、規則で定める方法により行うものとする。

Ⅶ 雑則

(適用除外)

51 国、他の地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下「国等」という。）および区が行う公共施設等の新設または改修については、Ⅲ－3の規定は適用しない。

(先導的役割)

- 52 (1) 区は、自ら所有または管理する公共的建築物または公共施設等については、率先して、整備基準への適合を図るものとする。
- (2) 区長は、国等に対し、これらが所有または管理する公共的建築物または公共施設等について、整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(報告)

- 53 (1) 区長は、12から24までの施行に必要な限度において、14に規定する協議申請をした事業者または22で規定する届け出た事業者に対して、公共的建築物または公共施設等の施工または管理の状況について、必要な報告を求めることができる。
- (2) 事業者は、前(1)に規定する求めに応じなければならない。
- (3) 区長は、前(1)に規定する報告において、指定施設の施工または管理について、整備基準に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

(立入検査等)

- 54 (1) 区長は、この条例の施行において必要な限度において、その職員に14で規定する協議申請に係る敷地内または22で規定する届出に係る敷地内に立ち入り、工事または管理の状況を検査させることができる。

(2) 前(1)の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

(3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

55 区長は、事業者がつぎの①から⑦のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

①14に規定する協議申請、19に規定する変更の届出または22に規定する届出を行わずに事業に着手したとき。

②14に規定する協議申請、19に規定する変更の届出、22に規定する届出について、それぞれ虚偽の申請または届出を行ったとき。

③17に規定する協議終了通知書の内容と異なる工事をしたとき。

④20に規定する完了検査を受けず、または23に定める完了の届出を行わず使用を開始したとき。

⑤28に規定する報告または届出を、正当な理由なく拒んだとき。

⑥53に規定する報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

⑦54に規定する立入検査等を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

(公表)

56 (1) 区長は、前55の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

(2) 区長は、前(1)の規定により公表しようとするときには、あらかじめ前56の規定による勧告を受けた者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書)

57 区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

58 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に福祉のまちづくりに関する施策を推進するために定めている練馬区福祉のまちづくり総合計画(平成18年3月17練保障発第921号)は、第7(1)の規定により定められた推進計画とみなす。

- 3 この条例の施行の際、現に練馬区福祉のまちづくり整備要綱(平成5年3月5日 練福障発第529号) 第5条の規定による協議が終了した事業については、Ⅲの規定は、適用しない。

別表第1(31関係)

対象用途	特別特定建築物
	対象規模(床面積の合計)
学校 病院または診療所(患者の収容施設を有するものに限る) 集会場(1の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)または公会堂 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの 博物館、美術館または図書館 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの 公衆便所	全ての規模
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上
自動車の停留または駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)	500㎡以上
劇場、観覧場、映画館または演芸場 集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。) 展示場 ホテルまたは旅館 共同住宅 体育館、水泳場、ボーリング場 その他これらに類する運動施設または遊技場 公衆浴場 料理店	1,000㎡以上

※ 同一敷地内に存する上記のそれぞれの特別特定建築物の用途の床面積の合計が2,000㎡以上となる場合は、対象となる。

※ 増築もしくは改築または用途の変更の場合にあっては、当該もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積の合計が対象となる。

別表第2(32関係)

対象用途	中規模建築物
	対象規模(床面積の合計)
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	200㎡以上 500㎡未満
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	

別表第3(36関係)

対象用途	対象規模(床面積の合計)
幼稚園	200㎡以上
病院または診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	
集会場(1の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	
博物館、美術館または図書館	500㎡以上
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館または演芸場	
集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	
展示場	
ホテルまたは旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場 その他これらに類する運動施設または遊技場	

別表第4(40関係)

特別特定建築物
病院または診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)
劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会場または公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテルまたは旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
博物館、美術館または図書館